

七 「オーストラリア」 移民関係雑纂 四六〇

五六〇

追而本文ニ記シタル濠洲行採貝夫ハ移民取扱人ノ取扱ニ
依ル自由移民トシテ御処理相成度候

註 別紙木曜島行移民名簿ハ其儘添附セラレ記録中ニ写存セズ

四六〇 十月二十一日 在シドニー王太總領事代理ヨリ
内田外務大臣宛（電報）

木曜島行採貝夫ノ入国許可期限延期ノ件

号外

和歌山県知事ヘ左ノ通り御伝達ヲ乞フ

在木曜島 Wanetta Pearling 会社雇入本邦採貝夫拾五名
ノ濠洲入国許可期限満了ノ処今般參ヶ月間延期許可セラ
レタリ

事項八 「ペルー」 移民関係雑纂

四六一 二月二十一日

田中通商局長ヨリ
岡警視総監宛

秘露國力ニエテ耕地行契約移民男独身者三百
名夫婦百五十組ニ関スル書面契約案承認ノ件

附屬書 書面契約案承認指令書

通二送第一六八三号

書面契約案承認通知ノ件

客月二十八日付乙官第一二五号(註)ノ二ヲ以テ御進達相成候貴

管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露
國カニエテ耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対

シ別紙ノ通證議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申
進候也

註 乙官第一二五号ノ二ヲ省略セリ

（附屬書）

書面契約案承認指令書

第九号

書面契約案承認指令書

移民取扱人 森岡移民株式合資会社

八 「ペルー」 移民関係雑纂 四六一 四六二

五六一

社長 浅野 良三

大正九年一月二十三日附願秘露國カニエテ耕地行契約移民
男独身者參百名夫婦百五十組取扱ニ関スル書面契約案承認
願出ノ件

右承認ス

大正九年二月二十一日

外務大臣子爵 内田 康哉（印）

四六二 三月五日 森岡移民会社ヨリ
内田外務大臣宛

秘露國ウアウラ中央製糖工場行契約移民六十
名ニ係ル書面契約案訂正承認方願出ノ件

附屬書 ウマヤ耕地域内ウアウラ中央製糖工場契約案

秘露國ウマヤ耕地域内ウアウラ中央製糖工場行契約移
民ニ係ル書面契約案訂正承認願

（三月九日接受）

大正八年拾月參日附ヲ以テ秘露國ウマヤ耕地域内ウアウラ
中央製糖工場行契約移民六拾名ニ対スル書面契約案承認願

提出仕リ同年十一月十八日附ヲ以テ右ニ閔スル訂正承認願
差出置候処更ニ別紙ノ通り訂正致度候間右訂正ノ上至急御
承認被成下度此段奉願上候也

大正九年三月五日

東京市京橋区西紺屋町拾番地

森岡移民株式合資会社

社長 浅野 良三（印）

外務大臣子爵 内田 康哉殿

註 右ハ警視庁経由（大正九年三月八日送乙官第三八九号ノ二）
ニテ外務省ニ送附越サレタリ

（附属書）

ウマヤ耕地内ヴァウラ中央製糖工場契約書案

移民 ハ秘露国ウマヤ耕地内

ヴァウラ中央製糖工場ニ於テ労働スルノ目的ヲ以テ該國ニ

渡航スルガ為メ左記二名ヲ保証人ニ立て移民取扱人森岡移

民株式合資会社ニ申込相互ニ左ノ条件ヲ契約ス

第一条 森岡移民株式合資会社ハ移民ノ旅券下附ノ出願其

他渡航ニ必要ナル諸般ノ手続ヲナシ尚該移住地ニ到着シ

タルトキハ該地ニアル森岡移民株式合資会社ノ代理人ヲ

シテ森岡移民株式合資会社カ予メ契約ヲナシタル傭主
マヤ耕地内ヴァウラ中央製糖工場ニ紹介シ労働ニ就ク
ノ方法並ニ登録其他在外帝國領事館ヘノ諸届出等ノ手続
ヲ周旋セシムベシ

第二条 移民ト傭主トノ間ニ於ケル労務終了ノ方法ハ二百

五十「タレヤ」ヲ完了スルカ又ハ二百五十日ノ労働ヲナ

スモノトス但シ移民ニ於テ尚契約ノ繼續ヲ請求シタルト

キハ森岡移民株式合資会社ハ傭主ヲシテ之ヲ承諾セシム

ルノ義務アルモノトス又其給料ハ秘露国ノ習慣ヲ基トシ

日給又ハ分量労働（タレヤ）ノ方法ニヨリ工場支配人之

ヲ定ムト雖モ其賃銀ノ支払並ニ使役ノ方法等ハ森岡移民

株式合資会社カ予メ傭主ト協議ノ上定メタル方法ニヨル

モノトス、日給ニヨル労働ハ拾式時間トシ其賃銀ハ一日

百四十「ミレシモ」（凡我一円四十錢）ヲ下ラサルヘシ

尙前記ノ時間ニ満タサル労働ニ対シテハ其實際労働セル

時間ニ応シ百四十「ミレシモ」以上ノ割合ヲ以テ支払フ

ヘシ分量（タレヤ）ニヨル労働ハ通例秘露国土人ノナス

一日ノ分量ニ対シ百四十「ミレシモ」以上ノ賃銀ヲ支払

フヘシ

但シ普通本邦人一日ノ賃金ハ百四十「ミレシモ」ニシテ
特種ノ労働ニ限り其以上ノ賃銀ヲ給セラルコトアリ
本条ニ依リ移民ニ給与スル一日ノ賃銀中傭主ノ便宜上移
民ノ全部又ハ一部ニ対シ毎日二十「ミレシモ」宛ヲ移民
ノ預金トシテ差引毎月末計算ヲ為シテ預金表ト共ニ傭主
ヨリ森岡移民株式合資会社ニ交付シタルトキハ森岡移民
株式合資会社ハ移民ノ請求次第何時ニテモ右預金ヲ払戻
スヘン

第三条 移民ハ日曜日、一月一日、七月二十八日、十月三
十一日、十二月二十五日、神聖金曜日ヲ除ク外周年労働
スルモノトシ隨意ニ休業スルコトヲ得ス而シテ一日ノ勞
働時間ハ製造所ノ内外ニアリテハ十二時間トス尤モ分量
法（タレヤ）ニヨリ支給セラルモノニハ時間ニ制限ヲ
設ケス若シ時間外又ハ休日ニ労働スルコトヲ工場支配人
ヨリ請求アリテ之ヲ承諾スルトキハ一時間ニ付二十「ミ
レシモ」ヲ支払ヒ且労働一時間ニ充タサルモ三十分以上
ナルトキハ二十「ミレシモ」ヲ給シ三十分又ハ三十分未
満ナルトキハ十「ミレシモ」ヲ給スヘシ

第四条 移民ハ自然発病ノ為ニ休業スルトキハ当日ノ給料

ヲ得サルハ当然ノコトトス尤モ職務ニ起因シタル疾病ニ
シテ工場医師ノ診断ニヨリ労働ニ耐ヘサルモノト認メタ
ルトキハ其工場支配人ノ確認ヲ經テ休業日数間給料三分
ノ一二相当スル額即チ一日四十七「ミレシモ」及食事ヲ
受取ルモノトス

移民職務上ノ負傷ニ依リ死亡スルカ又ハ終身労働ニ堪エ
ル能ハサルニ至リタルトキハ森岡移民株式合資会社ハ之
ニ対シ傭主ヨリ秘貨式拾五磅（凡我式百五十円）ヲ受取
リ払渡シテ其契約ヲ解除スルヲ以テ他日其遺族又ハ該負
傷者ヨリ其負傷若シクハ死亡ニ閔シ何等ノ請求ヲ為スモ
森岡移民株式合資会社及ヒ傭主ハ一切其責ニ任セサルモ
ノトス

前項ノ場合ハ勿論移民本契約ノ下ニ労働中死亡シタルモ
ノニ対シテモ亦森岡移民株式合資会社ハ邦貨金式拾五円
ヲ其遺族ニ支給スヘシ

第五条 移民契約中ハ傭主ヨリ無料ニテ家屋、寝台、菜園
並ニ医薬及用具ヲ供給スヘシ

但シ分耕地ニアリテハ一週二回乃至三回医師ヲ派遣シ診

断ヲナサシムヘシ

尚傭主ハ沿場ヲ設ケ移民ノ便宜ヲ計ルヘシ

第六条 移民カ秘露国ワチヨ港ニ到着シタルトキヨリ工場所在地ニ着スル迄ノ費用及此間ノ食料並ニ重量五十基ヲ超過セサル移民携帯手荷物運搬ノ費用等ハ凡テ傭主ニ於テ負担スヘシ然レトモ移民ハ日本出発港ヨリ秘露国ワチヨ港迄ノ船賃ヲ支払フヘシ

移民工場ニ到着シタル後三日間ハ移民ノ請求ニ応シ傭主ニ於テ食料ハ充分差闊ナキ様周旋スヘシ但シ一回分十六「ミレシモ」ノ割合ヲ以テ最初ノ給料ノ内ヨリ引去ルヘシ

第七条 移民内地ニ於テ詐欺ノ手段ヲ以テ募集ニ応シ渡航シタルコト發覺シタルトキハ周旋料ヲ返還セサルハ勿論還リ運賃及ヒ之ニ伴フ諸費用又為メニ予定人員不足ヲ生シ之ヲ補足スルニ要シタル費用其他ノ損害ハ右移民及保証人ニ於テ連帶シテ弁償スルノ責任ヲ有ス

第八条 移民渡航地ニ於テ疾病ニ罹リ生活ノ途ヲ失スル場合ニ於テハ森岡移民株式合資会社ハ前記在外代理人ヲシテ移民ノ疾病手当ヲナシ生活ヲ凌クニ足ルヘキ衣食住ノ救助ヲ加ヘシメ又帰国セサルヘカラサル事情ニ際シテハ

四、労働上異存アルトキハ必ス監督ヘ申出決シテ他人ヲ集合教唆又ハ強迫ニ類スルコトヲナザルコト

五、移民ハ労働ニ適スル服装ノ外見苦敷被服又ハ軍服ヲ携帶セサルコト

第十二条 移民ノ都合ニヨリ契約終了前ニ契約ヲ解除セントルトキハ予メ代理人ヘ申出テ其承諾ヲ経タル上第二

条規定ノ二百五十「タレヤ」ノ残分量又ハ二百五十日労働ノ残日数ニ応シ第六条ノ費用残額及其解除ヨリ生スル正当ノ失費アルトキハ之ヲ傭主ニ対シ賠償スヘシ

第十三条 労働ニ関スル時間ノ制限労働分量及賃銀支払方法ハ予メ工場支配人ト森岡移民株式合資会社ノ代理人之ヲ定メ就業前ニ之ヲ移民ニ知ラシムヘン

第十四条 本契約第二条ノ規定ニヨリ一百五十「タレヤ」又ハ二百五十日ノ労働完了毎ニ秘貨五磅ヲ傭主ヨリ帰航船賃ノ補助トシテ移民ニ支払フヘキニヨリ森岡移民株式合資会社ハ該金ヲ受取り直チニ移民ニ交付スヘシ若シ移民ノ依頼ニヨリ森岡移民株式合資会社ニ於テ該金ヲ預リタルトキハ移民ノ請求次第年五分ノ利息ヲ附シテ直ニ払戻スヘシ

移民カ本条ノ帰航費ヲ受取ラスシテ死亡セルトキハ之ヲ其遺族ヘ支払フモノトス

第十五条 傭主ニ於テ契約中工場ノ都合ニヨリ解雇スルニ決シタルトキハ三十日前ノ予告ヲ以テ解約スルモノトス

此場合ニ於テハ森岡移民株式合資会社ハ第十五条ニ規定セル秘貨五磅ヲ受取り移民ニ交付スヘシ

第十六条 移民ハ一名ニ付渡航周旋料トシテ金武拾五円ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フヘシ、此ノ支払方ハ申込ノ際金拾円出発港ニ於テ検査ニ合格シタルトキ金拾五円トス

第十七条 移民ハ本契約認可ノ後正当ノ理由ナクシテ破約シタルトキハ森岡移民株式合資会社ハ已ニ竭シタル手数ノ報酬トシテ周旋料中ヨリ金五円ヲ引去リ残額ヲ本人ニ返戻スヘシ

第十八条 傭主ニ於テ移民ニ対シ秘露国ノ法律又ハ本契約ノ条項ニ違背シタル行為アルトキハ移民ハ秘露国ノ行政府又ハ裁判所ニ救済ヲ求ムル訴ヲ為スコトヲ得ヘシト雖モ一応前記在外代理人ニ其理由ヲ申出ツヘシ、然ルトキハ代理人ハ之ニ対シ相当ノ処置ヲ尽シ移民ノ権利ヲ保護

之ヲ取計ハシムヘシ

第九条 移民カ在外帝国官庁ノ保護ヲ受ケ又ハ其保護ニヨリ帰国シタルトキハ森岡移民株式合資会社ハ当該官庁ニ對シ移民ニ代リ其費用ヲ弁納スヘシ

第十条 森岡移民株式合資会社カ第七条ノ費用ヲ立替ヘ又ハ第八条、第九条ノ支出又ハ弁納ヲ為シタル場合ニ於テ其金額ヲ請求スルトキハ移民及保証人ハ之ヲ償還スルノ義務ヲ負担ス

第十一條 移民ハ如何ナル場合ト雖モ左ノ件々ニ違背セサルコトヲ約シ保証人ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ其の身上ノ出来事ニ関シ總テ其責ニ任シ殊ニ移民ノ義務履行ニ付テハ移民ト共ニ連帶シテ其義務ヲ負担スヘキハ勿論万一夜カ違背ヨリ生スル損害ハ各自独立ニ且移民ト連帶ノ責任ヲ以テ之ヲ賠償スヘシ

一、如何ナル場合ト雖モ同盟寵業ニ加入セス又ハ其ノ連判帳ニ記名セサル事
二、若シ労働上苦情アルトキハ必ス代理人ヲ經テ其調停ヲ仰キ決シテ休業又ハ逃亡セサルコト

三、賭博ノ嚴禁ハ勿論賭具ヲ携帶セサルコト

八 「ペル」 移民関係雑纂 四六三

五六六

スヘシ、森岡移民株式合資会社カ移民ニ対シ其義務ヲ履行セサルトキト雖モ移民ハ亦同様訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十九条 移民ハ本契約ノ条項ヲ格守スヘキハ勿論秘露国

県 郡 村 番
明治年月日生

保証人

ノ法律規則ヲ遵奉スヘシ

第二十条 本契約ニ対シ裁判所ヲ要スルトキ日本ニ於テハ裁判所ヲ以テ管轄トシ秘露国ニ於テハ里

馬市裁判所ヲ以テ管轄トス

右契約ハ双方合意ヲ以テ締結ス仍テ為後日本証書式通ヲ作成シ各自記名調印ノ上之ヲ保存スルモノ也

大正年月日 三銭
印紙

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

右業務代理人

県 郡 番 移民

明治年月日生

右妻

四六三 三月二十五日 内田外務大臣ヨリ
在里馬斎藤領事宛

秘露国ウアウラ中央製糖工場ト森岡移民株式

合資会社間ニ締結セル移民供給契約承認ニ閏

スル件

通三送第二〇号

本件ニ關シ客年七月二十三日附公第四八号ヲ以テ御申越之次第有之該承認ニ基キ森岡移民株式合資会社ヨリウアウラ中央製糖工場行契約移民男六十名取扱方出願致候ニ付右製糖工場代表者ト森岡移民株式合資会社代表者トノ間ニ締結セル契約書ヲ查スルニ從来甘蔗耕地労働者ニ當用セシ契約書ヲ其儘使用シタルニ因リ純然タル工場労働ニ對スル本契約ニ於テハ不相當ノ規定字句等アリ之ヲ適當ナル方法ノ下ニ訂正セシムルヲ要シ候モ雇主トノ交渉ニ時日ヲ要スルニ

ヨリ今回限り特別ノ詮議ヲ得度旨同移民取扱人ヨリ申出ノ次第有之候ニヨリ移民取扱人ト移民間ニ締結スル契約書ノミヲ別紙朱書ノ通り訂正セシメ本日該移民募集ノ承認ヲ与へ置キ候条右ニ御了承相成度此段申進候也

註 添附ノ契約書訂正ノ分ハ三月八日警視庁ヨリ外務省ヘ提出ノ乙官第三八九号ノ二ノ附屬書ト同文ナリ

四六四 十月十六日 在里馬斎藤領事ヨリ

内田外務大臣宛

秘露ノ物価昂騰下ニ於ケル耕地就労日本移民

ノ生活情況、賃銀増額ノ見込等調査報告ノ件

附屬書 森岡移民会社ニ依ル契約耕地情況調

公第九七号

大正九年十月十六日

在里馬

領事 斎藤 和(印)

各耕地情況

一、物価調節ノ情況

外務大臣子爵 内田 康哉殿

昨年ヨリ本年ニ入り当國ニ於ケル物価益々昂騰ノ結果都市労働者ノ賃銀之ニ伴フテ次第ニ上騰シ地方ニ在リテモ耕地ニ依リテ賃銀ノ増給ヲ釀シタル箇所モ有之新契約締結上各

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄ニ右供貴覽候

(附屬書)

契約耕地情況調(大正九年七月調)

森岡移民株式合資会社秘露支店

業務代理人 奥村万之介(印)

各耕地情況

一、物価調節ノ情況

外務大臣子爵 内田 康哉殿

昨年ヨリ本年ニ入り当國ニ於ケル物価益々昂騰ノ結果都市

労働者ノ賃銀之ニ伴フテ次第ニ上騰シ地方ニ在リテモ耕地

ニ依リテ賃銀ノ増給ヲ釀シタル箇所モ有之新契約締結上各

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其意見ノ六項

ヲ指示シ日本移民監督者ヨリ報告ヲ徵セシメ候処今般各耕

地ノ分取纏メ同社業務代理人ヨリ別冊差出候ニ付御参考迄

ニ右供貴覽候

敬具

耕地ノ情況ヲ知ルノ要アリ去ル六月中森岡移民株式合資会社ニ命シ各契約耕地ニ於ケル第一、物価調節ノ情況第二、

契約賃銀以外ノ割増賃銀又ハ食料給与ノ情況第三、副業ノ

有無並ニ其收回得額第四、労働者欠乏ノ情況第五、附近耕地

ニ於ケル自由移民ニ對スル賃銀率第六、賃銀増額ニ關スル

見込若シ増額可能トセハ其程度又不能ナル場合如何ナル方

法ニヨリ労働者ノ利益ヲ増進セシメ得ベキヤ其

当耕地ニテハ「カマラ」ナル名称ヲ附セル廉売所ヲ設ケ戰
争前ノ価格ニテ日用品特ニ食料品ノ廉売ヲナス

米 一斤 八仙拾仙ノ二種

牛肉 一斤 拾六仙

牛乳 一リットル 六仙

マンテカ 一斤 市価ノ半額以下

ガラパンソ 一斤 六仙

フレホーレス 一斤 六仙

パパ 一斤 五仙

ヒデヲ 一斤 市価ノ半額以下

砂糖 一斤 七仙拾仙ノ二種

アリナ 一斤 拾参仙

塩 一斤 五仙 市価ノ半額以下

アヒ 小麦 一斤 六仙

マイス 一斤 五仙

廉売所ハ午前六時半ヨリ同九時マデ午後四時半ヨリ同五時

マデ開クモノニシテ普通午後ニ牛乳ヲ買ヒ得ズ

土人ニハ一人米一斤ヲ限ルモ日本人ニハ特ニ一日一斤半ノ

割ニテ一週間分宛一回ニ販売ス而シテ之以上販売セザル規定ナリ

野菜類ハ耕地直営ノ菜園ヨリ市価ノ五分ノ一二テ供給シ芋

ノ如キ場合ニヨリテハ市価拾仙位ノモノヲ無代ニテ配布ス

ルコトアリ又一般ニプラサメルカドノ設備アルモ特ニ食料

品ニツイテハ其ノ価格ノ監視ヲ怠ラズ其価格ヲ制限スルコ

トスラアリ凡テ商品ニ就テハ「トルヒヨ」ノ市価ヨリ高価

ニ売ルヲ禁ジ耕主自ラ其監督ニ當ル有様ナリ

二、カサグランデ耕地

本分耕地ヲ通ジテ耕地直営ノ雜貨店ヲ有シ更ニ各個土人「コントラチスター」ノ經營セル「ボデガ」ニ対シ可及的廉価ニテ物品ヲ供給シ物価ノ調節ヲ計リ特ニ在耕労働者ニ對シテハ左記ノ指定価格ニテ日用品ヲ販売スルナド極力労働者ノ生活ヲ保全ス

米(ラシヨン米) 一斤 拾貳参仙位

米上等 一斤 武拾五仙

塩 一斤 六仙

マンテカ 一斤 五拾五仙—六拾仙

砂糖 一斤 七仙—拾仙

牛肉 一斤 拾六仙

アルコール 一本 五拾仙

ロンケマル 一本 武拾仙

石油 一本 武拾五仙

芋 一キロ 參仙—十五仙

ロ、サマンコ地方耕地

一、サンハシント耕地

耕地經營者ヨリ概略左記ノ物品ヲ耕地ニテ經營セル各商店ニ交附シ特ニ労働者ニハ左ノ通リノ指定価格ニテ販売ヲナス
サシメテ一般労働者ノ生活ヲ保全ス

米下等 一リグラ 拾仙 市価 武拾仙

牛肉 一リグラ 拾仙 市価 武拾仙

牛骨ナシ 一リグラ 拾八仙 参拾仙

フレホール 一リグラ 拾四仙 参拾仙

砂糖(赤) 一リグラ 拾仙 参拾六仙

砂糖(白) 一リグラ 拾六仙 武拾六仙

マンテカ 一リグラ 八拾五仙 一ソール

酒(ロン) 一本 四拾仙 八拾仙

燐寸大(小拾入) 一個 参拾仙 五拾仙

石鹼(洗濯用) 一個 六仙 市価 拾仙
ハ、スペー港上陸地方耕地
一、サンニコラス耕地
当耕地ニテハ米及砂糖ハ直接耕地ヨリ労働者ニ対シ廉売スト雖モ外品ニツイテハ何等調節ノ施設ナシ
米(クダケ米) 一斤 拾仙
砂糖 // 拾仙
而シテ米ハ一日一人二斤砂糖ハ一人一日半斤ヲ定メトス

二、バラモンガ耕地

当耕地ニテハ直営ノ日用品雜貨店ヲ有シ里馬市ノ市価ト同一価ニテ販売ヲナシ殊ニ左記ノ日常食料品ニ限リ廉売ニテ労働者ノ需要ニ応ジツツアリ

牛肉 一斤 武拾仙

米 // 拾五仙

マンテカ // 四拾仙

砂糖 // 八仙

内、肉ハ場所(売場)ノ狹少ナル為メ又牛肉ハ不足ナル為メ到底日本人ハ全般ニ涉リテ購入スルヲ得ズ又米ノ一斤拾五仙ノ如キ邦人ノ食スル能ハズ多ク一斤參拾仙ノヲ用ユ右

ノ如キ有様ニテ廉売調節ノ効無シ
ニ、ワチヨ地方

一、ウマヤ耕地

本耕地ニテハ左記三品ヲ指定価ニテ販売スル外別ニ物価調節的設備ナク耕地在住商人ノ自由販売ニ委ス野菜類ニ対シテハ耕地内小作者ニ其ノ面積ノ三分ノ一ヲ必ず野菜ノ栽培ニ当テシム而シテ生産品ノ搬出ヲ厳禁シ需給ノ関係上価格ノ騰貴ヲ防キツツアリ

砂糖	一斤	拾壹仙
肉類	〃	参拾仙
牛乳	一リットル	参拾仙
砂糖	〃	参拾仙

ホ、チャンカイ地方

一、エスキヴエル耕地
当耕地ニテハ他耕地ノ如ク具体的物価調節ノ設備無キモ耕主ノ商人監督ハ克ク同地方他耕地ニ之ニ及ブナキ調節ノ好結果ヲ挙ゲ居ルナリ左記日用品必需品価格ヲ示ス

米上等	一斤	貳拾六仙
牛肉	〃	四拾五仙
砂糖	〃	参拾五仙

当耕地ニテハ左記ニ対スル廉売ノ外調節的設備ナシ

牛肉	一斤	参拾仙
パン	七箇	拾仙
米(二等品)	一斤	拾貳仙

一、契約賃銀以外ノ割増賃銀及食料給与ノ情況
イ、サラベリ港上陸地方耕地

チクリン耕地

当耕地ニ於テハ割増賃銀ヲ受ケツツ有ルモノハ三年余り在耕シ「グワルデア」ヲ勤メ居ルモノ一人アリテ一日二十仙ヲ受ケツツアリ向三年位引続キ在耕シ成績良好ナルモノニ対シ独立祭当日三十円年未賞与二十円位耕主ヨリ直接給与セラルモノアルモ一般的ニ契約賃銀以外ノ割増賃銀及食料給与ノ事実ナシ

カサグランデ耕地

契約賃銀以外ニ割増賃銀及食料給与ノ実ナシ
ロ、サマンコ上陸地方耕地

サンニコラス耕地

契約賃銀以外ノ割増賃銀及食料給与ノ事実ナシ
十五仙ヲ給スルモ一般的ナラズ

ヘ、リマ地方

当耕地ハ里馬市及「カニアフ」市ニ近ケレバ耕地商人暴利ヲ貪リ得ズ一向調節ノ設備ナキモ自然ニ調節サレ日常必需品左ノ如キ価格ニテ販売セラル

米上等	一斤	参拾仙
豆	〃	貳拾仙
塩	〃	七仙
牛肉	〃	六拾仙
醤油	一本	五拾仙

ト、カニエテ地方

一、カサプランカ耕地

当耕地ニテハ労働者ニ対シ特ニ米ヲ廉価ニテ供給スルト野菜栽培盛ナル結果安価ニテ販売セラル外物価調節的設備ナシ

米	一斤	拾仙
牛肉	〃	五拾五仙
砂糖	〃	拾五仙

一、サンタバルバラ耕地

ハ、スーペ港上陸地方耕地

サンニコラス耕地

契約賃銀以外割増賃銀又ハ食料給与ノ事実ナキモ野外労働特ニ甘蔗切ニ対シテハ一定量以上切りタルモノニ対シ賞与ノ意味ニテ米及「ロン」ヲ其ノ力量ニ応ジ受クルモ一般的ノモノニアラズ工場労働者ニ対シテハ時間外勤務一時間十二仙ヲ給ス

パラモンガ耕地

契約賃銀外ノ割増賃銀及食料給与ノ事実ナシ
ニ、ワチヨ地方耕地

ウマヤ耕地

当耕地ハ契約賃銀以外ニ最低三十仙ヨリ一円迄八割増賃銀ヲ受ケ契約賃銀其儘ノ者ナシ新旧移民ノ別無ク食料附ナリ(米、塩、豆、マンテカ)ヲ給ス

ホ、チャンカイ地方耕地

エスキヴエル耕地

賃銀増額ニ対スル見込十二分アリ之レ即チ物価騰貴ヨリ受クル影響ニシテ自発的ノ生活費ヲ向上セシメタル結果ナリ換言スレバ可能的ニ物価ノ調節ヲ計リテ物価ノ低下ヲ見サ

ル限りハ労働賃銀ノ騰貴甚ダシカルベシ
ヘ、リマ地方耕地

サンアグスチン耕地

当耕地近方耕地ノ賃銀増加スルニ從ヒ自由契約ノ区別ナク
従来増額シ來リタルモノナレバ将来トテモ周囲ノ増加スル
ニ從ヒ増額スベシ

ト、カニエテ地方耕地（カサブランカ耕地サンタバルバラ
工場）

カサブランカ耕地

賃銀増額ハ可能其ノ程度ハ一タレヤ武円位迄

サンタバルバラ耕地

当耕地工場労働者ハ自由移民ノミニシテ其仕事ノ種類ニ依
リ賃銀ニ異ナルモノアリ従来適當ナル時期ニ於テ相当ノ增
額ヲ來シツツアレド別段此等ニ対シテハ現在ニ於テハ意見
無シ

一、副業ノ有無並ビニ其収益額

イ、サラベリー港上陸地方耕地

チクリン耕地

当耕地ニテハ一般的ニ副業無ク少數野外労働者中薪ヲ切り

スル能ハズ

ハ、スペ港上陸地方耕地

サンニコラス耕地

一般的ニ副業ト称ス程ノモノナシ少數者夫婦者ノ希望ニヨ

リ耕地ヨリ若干ノ土地ヲ貸与シ野菜類ヲ栽培セシメツツア

リ其年所得ハ最大五百円ヨリ三百円モアレトモ普通二、三
百円ナリ其外若干ノ薪及草ヲ採り売ルモノアルモ特記計上
スル程ナラズ

パラモンガ耕地

副業トシテ二ツアリ「チャカラ」ノ小作農園ト他ハ薪及
牧草ヲ採リテ売ルモノナリ前者ハ年収四百円ヲ下ラズ後者

モ二百円ヲ下ラズ而シテ在留邦人ハ前二者何レカラナスモ
ノニシテ婦女ハ「シンガーミシン」ヲ有シテ各シャツ、ズ
ボン下又ハ労働服等ヲ裁縫シ一日二円内外ノ収益アルモノ
四十名内外アリ（専業）

ニ、ワチヨ地方耕地

ウマヤ耕地

一般的ニ副業ト称ス可キ程ノモノナシ月曜日ニハ小作者ノ
仕事ヲナス位ノモノナリ

又夫婦者ノ旧移民ニシテ雜貨ノ小売ヲナスモノ少數アリ一
ヶ月収入六拾円以上百円位但シ是等ハ女ハ耕地労働ニ出ル
事能ハズ商業専門ナリ此ノ種小売商ハ公然許可スルモノニ
アラズ旧移民優遇ノ意味ニテ監督之ヲ承認シ耕主之ヲ默許
セルモノナリ

カサグランデ耕地

当耕地ニ於テハ一般的ニ副業ト称スル程ノモノナシ只少數
野外労働者中薪、牧草ヲ採リ売ルモノアルモ未ダ耕地労働
ニ慣レザル新移民ノミナレバ不変のモノニアラズ（薪二
把五拾仙、草一駄二十仙）シテ計上不可能ナリ尚夫婦者殊
ニ初児携帶者乃至病身者ニ対シテハ特殊ノ仕事ヲ与ヘ傍ラ
菓子野菜ノ小売ヲナサシムルモ其収得額計上不可能ナリ
ロ、サマンコ上陸地方耕地

サンハシント耕地

当耕地ハ契約移民五十名毎ニ半ファネガアダ（約五〇坪）
ノ土地ヲ無料ニテ貸与シ各自必要ノ蔬菜類ヲ植附ケシメ又
養豚養鶏ヲ自由ニ許シアレバ本人ノ心掛け如何ニヨリテ相
當ノ収益ヲ得ル事確実ナルモ入耕日浅キ為メ其収益額計上

ホ、チャンカイ地方耕地

エスキヴエル耕地

日曜日ヲ利用シテ小作者ノ仕事ヲナス位ノモノニシテ他ニ

副業ト称スペキ程ノモノナシ

ヘ、リマ地方耕地

サンアグスチン耕地

副業ト称スペキモノナシ

カサブランカ耕地

一般的副業ト称スペキモノナシ極メテ少數ノ牧草ヲ売ルモ
ノアリ而シテ一日一円位ノ収得アリ

サンタバルバラ耕地

副業ト称スペキモノナシ

一、附近耕地ニ於ケル自由移民ニ対スル賃銀率

イ、サラベリー港上陸地方耕地

チクリン耕地

当耕地ハ邦人自由移民極ク少ナク土人労働者ト同一賃銀ヲ
受ケツツアリ一日普通一円三、四拾仙米肉各一斤ノラシヨ
ノ（食糧）ヲ受ク

カサグランデ耕地

二円ヨリ三円位迄支払ヒツツアリ

ホ、チャンカイ地方耕地

エスキヴエル耕地

自由移民トシテ耕地労働ニ從事スルモノナク菜園内ノ常傭少シ有リ食事付月三拾円ヨリ五十円迄ナリ
ロ、サンハシント耕地

自由移民土人男子ラシヨン付一円三十仙ナルモ邦人労働者ハ殆ドナシ

ハ、スペ港上陸地方耕地

サンニコラス耕地

附近耕地ハ棉花耕地ノコトトテ一時的ノモノニハアルモ多

キハ五、六円普通三、四円ナリ殊ニスペ港棉花工場ニテ八十時間労働五円内外ヲ受ケツツアリ

パラモンガ耕地
仕事ニ依リ異ナルモチャンペリヤセキア（溝堀）労働ハ三円五拾仙ニシテラシヨン付（ラシヨン価二十五仙）最低レガドール（灌漑夫）一円七十仙ラシヨン付（ラシヨン価二十五仙）

ニ、ワチヨ地方耕地

ウマヤ耕地

常傭仕事一日三円以上ト、カニエテ地方耕地

常傭仕事二円五十錢ヨリ三円五十錢迄

イ、サンタバルバラ耕地

附近ニ邦人労働者少ナシ故ニ省略ス

一、労働者欠乏ノ情況

イ、サラベリー港上陸地方耕地

チクリン耕地

当耕地ハ他ニ比シ割合容易ニ労働者ヲ集収シ得ルガ如キモ尚耕地ハ常ニ其不足ヲ感ジツツアリ加之ニ「セーラ」二人

ロ、サンハシント耕地

カサグランデ耕地

ヲ派シ「ペオン」ヲ「エンカンチャール」セシムルコトモ少ナカラヌ費用ヲ要スルノミナラズ新シキ「ペオン」ハアドヴァンスノ持逃ゲ比較的多キ故日本移民ト比較シテ利益ナキガ如シ特ニ近來「セーラ」ノ農耕業發達セル為メ同地段減少シツツアリ

カサグランデ耕地

労働者欠乏ハ日ニ増シ甚ダシク當方一日ニ於テハ一般給料土人標準「タレヤ」賃銀八十仙乃至九十仙ニシテ其ノ上「ラシヨン」トシテ肉一斤米一斤ヲ給セラルモ労働者ノ欠乏及物価騰貴ノ今日ナレバ「タレヤ」ノ分量ハ殆ド昔日ノ半減程度ニシ一日一「タレヤ」半乃至二「タレヤ」ヲ与ヘ就労セシメ居ルモ右ノ二「タレヤ」ヲ毎日与ヘラルル労働者ハ所謂自由労働者ニシテ体力技倆共ニ一般ニ優良ノモノニシテ多クハ耕地ニ定着セズ耕地以外ニ住所ヲ有シ副業トシテ其定住地ニ「チャカラ」ヲ有スルモノ故連日耕地ニ就労スル者少ナク週間平均四日位ノ就労ヲナスモノナリ又特殊ノ時間外ノ仕事ニ對シテハ早朝ノ「デサユーノ」及烟ニ於テ「ラシヨン、コシード」ヲ支給スルモノ有リ

カサグランデ耕地

目下労働者ノ欠乏状態ハ單ニ當耕地ノミニアラザレドモ殊ニ当耕地及其附近ハ甚シトス當耕地ニ於テハ労働賃銀余り少ナキ故毎月減少スルノミニシテ人員ノ増加ヲ見ルコトナク益々欠乏ヲ來スヲ予想スルモノナリ

パラモンガ耕地

労働者欠乏ハ各大耕地同一ナルモ当耕地ハ「セラノ」ヲ集
ムルニ便宜ナル点ヲ有スルヲ以テ比較的困難ニ陥リ居ラズ
殊ニ今日ノ如キ冬期ニ於テハ焦眉ノ急ヲ要スル仕事ナキヲ

以テ何等ノ変調ヲ見ズ单ニ一般的労働者不足ノ為メ農園全
体ニ雜草ノ繁茂少シク多キヲ加ヘタルヤノ感アルノミ来ル
夏季ニハ或ハ大欠乏ヲ來スナラント思ハル

ニ、ワチヨ地方耕地
ウマヤ耕地

労働者ノ欠乏ハ事実ナルモ然シ苦況ノ状態迄ニハ立至ラズ
ホ、チャンカイ地方耕地

エスキヴィエル耕地
カサブランカ耕地

左程迄労働者ノ不足ヲ感ジ居ラズ
ヘ、リマ地方耕地

サンアグスチン耕地
サナタバルバラ耕地

附近耕地ニ於テ高率ノ賃銀ヲ支払ヒツツアルヲ以テ此地方
ニ吸収セラレ常ニ欠乏ノ状態ニアルモ併シ苦況ト迄ニハ立
到ラズ
ト、カニエテ地方耕地

エスキヴィエル耕地
カサブランカ耕地

ウマヤ耕地

耕地ニ於テ必要欠ク可カラザル又余人ヲ以テ代用困難ナル
ヲ感セシムル迄ニ一ツノ勢力トナレバ相当優遇セシモ目下

ノ如キ雜役仕事ノミニテハ重キヲナサザル故契約条項中ニ
「日本人ニ最モ適当セル仕事ニ從事セシムルコト」ノ条件
ヲ附シ之ヲ實現スルヲ将来賃銀ヲ増加セシムル方法ナリト
認ム

然レドモ今日ノ如キ新入耕者ハ全ク契約履行ノ意志ヲ認メ
ラレズ耕地ニ残ルモノ少ナキ故日本人特有ノ仕事ヲ掘り出
ス事モ至難ノコトニ属ス

一般的労働者ノ利益ヲ増進セシメ得可キ方法心付カズ
カサグランデ耕地

移民会社並ニ土人コントラテインタニ対スル手数料ナルモ
ノヲ除キ日秘両国人労働者相方ノ賃銀取得額ヲ比較センニ
一、タレヤノ就労ナスモノ（規定賃銀九十仙）九十仙ラシ
ヨン三十仙計一円二十仙

二、タレヤ半ノモノ（規定賃銀八十仙）一円二十仙（現
金）ラシヨン四十仙計一円六十仙

三、二タレヤノモノ（同上）一円六十仙（現金）ラシヨン
六十仙計一円二十仙

附近耕地ハ労働者欠乏ノ状ニアルモ本耕地ハ欠乏ト迄ニハ
ナリ居ラズ

サンタバルバラ耕地

当耕地ハ工場經營ナル故當時一定量ノ人員ヲ必要トシ且ツ
其ノ數ハ増減ナキモ現在ニ於テハ内部拡張ノ為メ四、五十
名ノ増員ヲ必要トス然レトモ補充員ヲ得ルニハ困難ナリ

一、賃銀増額ニ対スル見込若シ増額可能トセバ其程度又
不能トセバ如何ナル方法ニ依リテ労働者ノ利益ヲ増進
シ得ベキカ

イ、サラベリー港上陸地方耕地
チクリン耕地

当耕地土人労働者ハ賃銀及テショソノ換算スレバ日本移民
ノ賃銀ト大差ナキモ食料品価格今日ノ如ク高価ノ場合或ハ
土人ノ方四、五十仙ハ多クナラン

現在耕地ニ於テハ労働者欠乏ヲ感シツツ有ル場合ナレバ一
度ニ四拾仙位ノ増額ハ困難ナルモ少々ノ増額ハ見込ナシト
セズ労働賃銀ハ仕事ノ種類ニ依リ異ナルモ日本移民ノ特長
(仕事ニ就テ)ニ適スル例ヘバ「タイエル」野菜畑「レガ
ドール」等ノ如キ体力以上ニ頭ヲ要スル仕事ニ就業セシメ

ド、サマンコ上陸地方耕地
サンハシント耕地

一般的耕地労働者ニ対シテハ賃銀ノ増額ヲ要求スルハ見込ナシ然シ特別ノ労働例ヘバ大工、左官、鍛冶、製造場内労働ニ対シテハ見込ナシトセズ

労働者ノ利益ヲ増進セシムル方法トシテ呼声賃銀額ハ其儘トシ仕事ノ分量ヲ減セシメ一日一タレヤ以上ヲ与ヘシムルハ契約賃銀以上ノ取得金ヲ見ルヘシ現在此方法ヲ採リツクアレバ結局實質ニ於テ賃銀増額ト同ジ結果トナルモノナリハ、スペ港上陸地方耕地

サンニコラス耕地

日下ノ所ニテハ殆ド増額絶望ナリトシテ差支ナシ近來當耕地ノ經營方針ヲ見ルニ在耕人員ヲ以テ間ニ合フダケノ仕事ヲシ手不足ノ場合ハ畠ヲ残シ置クベシト云フガ如キ有様ナリ然レドモ之レ一種ノ労働者威嚇ニシテ永続スルニアラザレバ積立金及旅費ヲ廃シ同時ニ四拾仙位ノ増額ヲ要求シ一円ノ取得トナスハ不可能ニアラズト信ズ

バラモンガ耕地

當耕地ニ於テハチャンベリヤセキア（ニシペーロト称スル仕事）ニ対シテ一日三円以上ニ食料ヲ給与シ甘蔗切リノ如キモ一人一日三円内外ノ賃銀ヲ得ツツアルハ事実ナルモレ

ウマヤ耕地

當耕地ニ於テハ今ノ處賃銀増額ハ不可能ト認ム然シ絶体ニ見込ナシト云フニアラズ要ハ只労働者ノ質ノ改良ニアルノミナリ

ホ、チャンカイ地方耕地

エスキヴエル耕地

當耕地ハ他耕地ト異ナリ仕事ニヨリ賃銀ヲ支払フモノニシテ契約、自由、土人ノ區別無ク同一仕事ニ從事スルモノハ同一賃銀ノ支払ヲ受ケ最高四円五十仙ヨリ最底（子供）五拾仙迄アリ

例くべ

4.50 4.00 3.50 3.00 2.80 2.50 2.00 1.80

1.50 1.20 1.00 .50

但シ棉花摘取ノ仕事ノ時ハ昼夜一食ヲ給スルモ其以外ニハ食料給与ノ事無シ

ハ、リマ地方耕地

サンアグスチン耕地

當耕地ハ契約自由ノ區別無ク武円武拾仙ヲ給与シツツアレバ契約賃銀以外一円ノ割増賃銀ヲ受ケ居ル有様ナリ食料給与ノ事実ナン

ト、カニエテ地方耕地
カサブランカ耕地

當耕地ニ於テハ特殊技術ヲ有スル耕作機械運転ニ從事スル

ガドール（水掛け）ノ一円五、六十仙ヲ上下シテ更ニ値上ノ運ニ到ラザルハ蓋シ当然ナル可シ既ニ日本人中当耕地ニ於テ棉花摘ニ從事シ一日平均三円以上ヲ取得シツツアル者

四、五人アリ大多数者タルレガドールガ一円五十仙ニテ当然ナル理由ハ朝九時ヨリ十時頃迄約一時間位午後ハ一時ヨリ二時頃迄一、三時間計三、四時間位ノミ労働シテ他ハ悉ク副業即チ各自己ノ仕事ノミニ從事スル故現今日給ニテモ寧ロ高額ナル有様ナリ要スルニ会社ハ仕事ノ出来得ル人ニ対シテ多額ノ賃銀ヲ惜マズ真ノ労働者ヲ希望シ居ル有様ナレドモ現在ニ於ケル日本人如キ浮浪無賴ノ怠惰放蕩ノ徒ノミ渡航シ来リテ真ノ労働者ト称ス可キモノ又ハ耕地労働ヲ目的トシテ来リシ者ハ一人モ無シト断言シ得ル程度ノ日本人ニテハ賃銀値上げハ覚束ナシ眞面目ナル労働者ニ対シテハ一日一、三円以上ヲ得ルコト疑ナシ

ニ、ワチョ地方耕地

者一日三十仙ノ割増賃銀ヲ受クル外一般労働者ニ対シテハ割増賃銀及食料給与ノ事実ナシ

サンタバルバラ耕地

割増賃銀及食料給与ノ事実ナシ

公第一〇九号

四六五 十一月一十六日 在リマ斎藤領事モリ

内田外務大臣宛

秘露到著ノ日本契約移民ノ耕地変更ヲ許可ノ件

十一月二十日附森岡移民会社ヨリ斎藤領事宛書

信
契約移民契約耕地変更願

（大正十年一月十八日接受）

大正九年十一月一十六日

在里馬

領事 斎藤 和（印）

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

別紙ノ通リ森岡移民株式合資会社ヨリ願出ノ次第有之取調候處該書中記載ノ通り實際逃亡ノ憂有之事情止ムヲ得サルモノト認メラレ且ツ移民側ニ於テモ転耕ヲ希望致居候ニ付

八 「ペル」 移民関係雑纂 四六五

五八〇

今回ニ限り之ヲ許可シ転乗船ノ有無ハ今後必スシモ常ニ耕
地変更ノ理由トスルニ足ラザルコトヲ申聞ケ置候

右及報告候

(附属書)

十一月二十日附森岡移民会社ヨリ斎藤領事宛書信

契約移民契約耕地変更願

大正九年十一月十三日カイヤオ港到着安洋丸便契約移民各

契約耕地ニ配分入耕セシムベキノ処折悪シク転乗船ノ連絡
ヲ欠キ候為メ數日間移民カイヤオニ滞在セシムルコトハ全
部ノ逃亡ノ憂アルハ勿論移民各自ノ費用ヲ嵩ムルノ憂モ亦
有之ベクト存候為メ別表ノ通リサンアグステン契約耕地ニ
変更為致度候間御許可相成度此段及御願候也

大正九年十一月二十日

敬具

(別表)

日本帝国領事 斎藤 和殿

在里馬市

森岡移民株式合資会社秘露支店

業務代理人 奥村万之介(印)

原耕地名	人員	各耕地変更表		摘要
		変更耕地名	要	
サンハシント	式拾壹名	サンアグステン	十一月十三日入耕	
カサグランデ	拾名	同上	同上	
チクリン	拾參名	同上	同上	
ウマヤ	参名	同上	同上	
合計	四拾七名	同上	同上	

事項九 「ブラジル」 移民関係雑纂

四六六 一月六日 渡辺長崎県知事ヨリ

偽名渡伯者梅木実二閲シ調査ノ結果報告ノ件

保第一二九二二号

(一月九日接受)

大正九年一月六日

長崎県知事 渡辺勝三郎(印)

外務省通商局長 田中 都吉殿

偽名渡伯者ニ閲スル件

長崎県西彼杵郡茂木村九六四番戸稻吉庶子

梅木 実

明治三十一年一月十日生

客月一日付通三合送(註)第一五七三号御通牒ニ係ル右ノ者偽名

渡伯ノ件調査候処実父稻吉ハ已ニ死亡シ親属トシテハ叔母

タネアルモ本人ハ齡十一年ノ頃養育ヲ受ケツツアリシ祖父

鹿之助方ヲ無断家出実母タル姓不詳サイヲ便り行キタル儘

爾來音信ナク本籍地ニ於テハ本人ノ所在ヲサヘ知ル者ナク

前頭実母サイハ熊本県天草郡地方ノ產トノミニテ目下ノ所

九 「ブラジル」 移民関係雑纂 四六六 四六七

註 客月一日付通三送第一五七三号ハ日本外交文書大正八年第一

冊第四〇八文書

四六七 二月四日 川越沖縄県知事ヨリ

保外親第七五九ノ一号

(二月十六日接受)

大正九年二月四日

外務省通商局長 田中 都吉殿

身代リ渡伯者ニ閲スル件

沖繩県中頭郡越来村字安慶田一〇五番地